

兵庫県公報

平成29年8月14日 月曜日 第2925号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	1
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	3
○ 市街地再開発組合の事業計画の変更認可（市街地整備課）	3
○ 市街地再開発組合の定款の変更認可（同）	3
○ 市街地再開発組合の事業計画の変更認可（同）	4
公 告	
○ 平成30年度兵庫県立農業大学校入学試験の実施（県立農業大学校）	4
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	7
○ 大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要（同）	8
警察本部公告	
○ 落札者等の公示	9
○ 同 上	10
○ 同 上	10

告 示

兵庫県告示第758号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成29年7月31日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成29年8月14日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	徳原地区	平成29年8月14日から 同 年9月4日まで	南あわじ市役所

兵庫県告示第759号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成29年8月14日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
株式会社神戸製鋼所高砂製作所
高砂市荒井町新浜2丁目3番1号
所長 滋野敦士
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
株式会社神戸製鋼所高砂製作所
高砂市荒井町新浜2丁目3番1号
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	71号の2イ 洗浄施設 (No. 1)		71号の2イ 洗浄施設 (No. 2)		
能 力	63m ³ N/分		60m ³ N/分		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後1箇月		同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		同 左		
使用時間の季節的変動の概要	なし		同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	8~9	14	8~9	14
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10未満	15	10 未満	15
	浮遊物質 (単位 mg/L)	14未満	26	14 未満	26
	窒素含有量 (単位 mg/L)	400	400	200	200
	燐含有量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	ふっ素及びその化合物 (単位 mg/L)	2,000	2,000	10	10
アンモニア、アンモニア化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	400未満	400	200 未満	200	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	0	0.42	0	0.15	

備考 汚水等は外部委託処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成29年 8月14日から同年 9月 4日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び高砂市生活環境部環境政策課



兵庫県告示第760号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量及び3級水準測量）
- 2 作業期間
平成29年 7月28日から同年12月22日まで
- 3 作業地域
加古川市及び高砂市の各一部



兵庫県告示第761号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量（再設））
- 2 作業期間
平成29年 2月15日から同年 7月25日まで
- 3 作業地域
西宮市殿山町51番地先



兵庫県告示第762号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、明石駅前南地区市街地再開発組合の事業計画の変更について認可した。

平成29年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 組合の名称
明石駅前南地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
平成24年10月から平成30年 3月まで
- 3 施行地区
明石市大明石町一丁目、東仲ノ町及び本町一丁目各地区内の一部
- 4 事務所の所在地
明石市大明石町一丁目 6番13号
- 5 組合設立認可の年月日
平成24年 9月28日
- 6 事業計画変更認可の年月日
平成29年 7月31日



兵庫県告示第763号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、三田駅前Bブロック地区市街地再開発組合の定款の変更について認可した。

平成29年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 組合の名称
三田駅前Bブロック地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
平成24年12月から平成29年 9月まで
- 3 施行地区

- 三田市駅前町の一部
- 4 事務所の所在地
三田市中央町9番5号
- 5 組合設立認可の年月日
平成24年12月3日
- 6 定款変更認可の年月日
平成29年7月31日



兵庫県告示第764号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、三田駅前Bブロック地区市街地再開発組合の事業計画の変更について認可した。

平成29年8月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 組合の名称
三田駅前Bブロック地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
平成24年12月から平成29年9月まで
- 3 施行地区
三田市駅前町の一部
- 4 事務所の所在地
三田市中央町9番5号
- 5 組合設立認可の年月日
平成24年12月3日
- 6 事業計画変更認可の年月日
平成29年7月31日

公 告

平成30年度兵庫県立農業大学校入学試験の実施

兵庫県立農業大学校管理規則（昭和58年兵庫県規則第34号）第8条第1項の規定により、平成30年度兵庫県立農業大学校入学試験を次のとおり実施する。

平成29年8月14日

兵庫県立農業大学校長 北本暢男

- 1 募集人員、募集方法等
 - (1) 募集人員 40名
 - (2) 募集方法
 - ア 推薦入学試験
 - イ 一般入学試験（前期又は後期）
 - (3) 課程

出願時に次のア又はイのいずれかを選択する。

 - ア 農産園芸課程
 - イ 畜産課程
- 2 教育期間
2箇年（全寮制）
- 3 入学試験
 - (1) 推薦入学試験
 - ア 試験日時
平成29年11月7日（火）午前9時から
 - イ 試験場所
加西市常吉町1256—4

兵庫県立農業大学校

ウ 試験科目

- (7) 筆記試験（小論文等）
- (f) 面接試験

エ 受験資格

次の条件を全て満たす者

- (7) 本県の農業振興に熱意を持ち、人物及び健康に優れ、25歳未満（平成30年4月1日現在）の者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者又は平成30年3月卒業見込みの者
- (f) 次の条件を全て満たし、当該受験者の高等学校長（以下「高等学校長」という。）が責任を持って推薦できる者で、かつ本県県民局・県民センター農林（水産）振興事務所農業改良普及センター所長（以下「農業改良普及センター所長」という。）が適格と認める者であること。
 - a 本県農業の発展に貢献しようとする意志が強く、兵庫県立農業大学校（以下「本校」という。）卒業後農業後継者を志し、地域社会のリーダーとして活躍しようとする者
 - b 本校を専願する者
 - c 学業成績は、調査書の評価平均で3.0以上であり、人物及び健康に優れている者

オ 受験手続

(7) 募集要項の請求

封筒表面に「募集要項請求」と朱書し、返信用封筒（角形2号（縦24.0センチメートル×横33.5センチメートル）以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、205円分の切手を貼り付けたもの）を同封し、本校宛てに申し込むこと。

(f) 提出書類

次の書類に入学考査料2,200円を添え、郵送又は持参により提出すること。

なお、入学考査料は、郵送による場合は平成29年10月1日以降に振り出した郵便為替又は定額小為替とするが、持参による場合は現金でもよい。

- a 入学願書
- b 受験票

氏名、出身高等学校名を記入し、写真は履歴書・身上書の写真欄に貼り付けたものと同一のものを貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない者は受験できない。

c 受験票送付用封筒

定型封筒に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記載し、82円分の切手を貼り付けたものを同封すること。

d 履歴書・身上書

本人自筆の上、顔写真を貼り付けること。

e 調査書

高等学校長が作成し、厳封したものであること。

f 添付書類

- (a) 高等学校長の推薦書
- (b) 農業改良普及センター所長の意見書（住所地を管轄する農業改良普及センター所長が作成し、厳封したものであること。）

(7) 提出期間

平成29年10月6日（金）から同月23日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、同日（月）必着とする。

(7) 提出先

〒679-0104 加西市常吉町1256-4 兵庫県立農業大学校 教務課

カ 合格発表

平成29年11月8日（水）午前10時に本校において掲示するとともに、受験者には合否にかかわらず書面により通知する。電話による問合せには一切応じない。

キ 受験についての問合せ先

兵庫県立農業大学校 教務課
電話（0790）47-1551

(2) 一般入学試験（前期）

ア 試験日時

平成29年12月14日（木）午前9時から

イ 試験場所

加西市常吉町1256—4

兵庫県立農業大学校

ウ 試験科目

(7) 筆記試験

a 国語（古文及び漢文を除く。）

b 数学Ⅰ及び数学A

(4) 面接試験

エ 受験資格

本県の農業振興に熱意を持ち、人物及び健康に優れ、25歳未満（平成30年4月1日現在）の者で、次のいずれかに該当する者であること。

(7) 学校教育法による高等学校を卒業した者又は平成30年3月卒業見込みの者

(4) 兵庫県立農業大学校長が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

オ 受験手続

(7) 募集要項の請求

封筒表面に「募集要項請求」と朱書し、返信用封筒（角形2号（縦24.0センチメートル×横33.5センチメートル）以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、205円分の切手を貼り付けたもの）を同封し、本校宛てに申し込むこと。

(4) 提出書類

次の書類に入学考査料2,200円を添え、郵送又は持参により提出すること。

なお、入学考査料は、郵送による場合は平成29年11月1日以降に振り出した郵便為替又は定額小為替とするが、持参による場合は現金でもよい。

a 入学願書

b 受験票

氏名、出身高等学校名を記入し、写真は履歴書・身上書の写真欄に貼り付けたものと同一のものを貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない者は受験できない。

c 受験票送付用封筒

定型封筒に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記載し、82円分の切手を貼り付けたものを同封すること。

d 履歴書・身上書

本人自筆の上、顔写真を貼り付けること。

e 調査書

高等学校長が作成し、厳封したものであること。ただし、高等学校卒業程度認定試験等の合格者で当該調査書を提出できない者は、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代える。

(7) 提出期間

平成29年11月20日（月）から同年12月4日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、同日（月）必着とする。

(4) 提出先

〒679-0104 加西市常吉町1256—4 兵庫県立農業大学校 教務課

カ 合格発表

平成29年12月15日（金）午前10時に本校において掲示するとともに、受験者には合否にかかわらず書面により通知する。電話による問合せには一切応じない。

キ 受験についての問合せ先

兵庫県立農業大学校 教務課

電話（0790）47-1551

(3) 一般入学試験（後期）

ア 試験日時

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 阪急西宮ガーデンズ
 所在地 西宮市高松町100番ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により西宮市から聴取した意見の概要
 - (1) 関係法令に基づく手続に関する事項
 当該店舗の開発計画における道路内建築物（既存の横断歩道橋に接続する民間デッキ）の新設については、その公共的な必要性に関して担当部局と十分に協議した上で、必要な諸手続をされたい。
 - (2) 騒音に関する事項
 運搬車両や荷さばきに係る騒音については、法令上の規制対象ではないが、作業の時間帯を考慮する、隣接する住居から離れた場所で作業を行う等、近隣に十分配慮されたい。また、アイドリングもしないよう、看板等で啓発されたい。
 - (3) 駐輪に関する事項
 ア 自己の敷地内で責任を持って駐輪場を確保されたい。
 イ 周辺道路への違法駐輪の防止を徹底するなど、周辺地域の円滑な交通環境を確保するように十分配慮されたい。
 ウ 駐輪場の用地及び台数については、「開発事業等におけるまちづくりに関する条例」に基づき設置されたい。
 - (4) 周辺道路における来退店車両による安全対策に関する事項
 ア 対象地北側の山手幹線（幹第7号線）及び西側の瓦第103号線は、路線バスの運行ルートになっていることから、工事中及び工事完了後の円滑なバスの運行に配慮されたい。
 イ 駐車場への入庫待ち車両による交通渋滞を緩和するため、公共交通による来場を呼びかけるとともに、公共交通利用を促す対策の実施について検討されたい。
 ウ 駐車場法に基づき届け出られた内容に準拠されたい。
 エ 駐車場出入口に交通整理員を配置するなど、適切な交通誘導を行われたい。
 オ 来退店車両や荷さばきの車両等が周辺の生活道路内に入り込まないように、適切な交通誘導を行われたい。
 カ 開店後に交通安全上の問題が生じた場合には、直ちに対策を講じられたい。
 - (5) 廃棄物に関する事項
 ア 関係法令等に基づいた廃棄物等の運搬や処理、廃棄物の減量化及びリサイクル活動の推進・情報提供などについて配慮されたい。
 イ 西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第8条に基づく特定事業者等に該当するため、「廃棄物減量化等計画書兼廃棄物管理責任者選任（変更）届出書」の提出が必要となるので、留意されたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
 平成29年 8月14日から 1月間



大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 （仮称）マックスバリュ南今宿店
 所在地 姫路市南今宿1600番地2ほか

2 同法第8条第1項の規定により姫路市から聴取した意見の概要

(1) 騒音発生に係る事項（騒音の対応策・予測・評価）

- ア 予測地点 b 及び d において、「夜間に発生する騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値」の予測結果が、設備の稼働音により、規制基準を超過しており、「環境の保全と創造に関する条例」に基づく「工場等における規制基準」を超過する恐れがあるため、騒音苦情が発生した際の対策について検討されたい。
- イ 空調機用室外機、冷凍機用室外機及び換気ファン（送風機）が、「環境の保全と創造に関する条例」の第43条に基づく「騒音に係る特定施設等」又は「姫路市公害防止条例」の第23条に基づく「騒音に係る施設」に該当する場合は、条例に基づく届出を確実にすること。
- ウ その他の設備についても、関係法令を確認の上、該当施設がある場合は届出を提出すること。

(2) 街並みづくり等への配慮

「屋外広告物条例」に基づく許可申請を行う必要があるため、留意されたい。

(3) 開発行為に関する事項

「姫路市開発事業における手続及び基準等に関する条例」の第12条に基づく手続を行われたい。

3 同法第8条第2項の規定により住民等から述べられた意見の概要

意見提出者名	意見の概要
みこ皮膚科クリニック 院長 多田祥子	計画地西側の市道に設置する出入口は、当医院の出入口と向かい合うこととなる。当該道路は、計画地北西側の一部については、幅員が8メートル確保されているが、南進すると幅員が6メートルに切り替わり、狭くなっている。また、現在でも交通量が多く、計画地に店舗が立地し、出入口が設置されれば、さらに交通量が増加することが懸念される。交通の安全を確保するため、当該道路の計画地に接する部分の幅員を、全て8メートルに拡幅することを検討されたい。拡幅が困難である場合、当該道路に設置する出入口の位置を、8メートルの幅員が確保されている計画地の北西部分へ変更することを検討されたい。
匿名	<p>計画地西側の市道について、以下のような状況がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該道路は狭く、計画地周辺にはスポーツ施設等が立地しており、それら施設の利用者の車両の往来が頻繁にあるため、交通弱者（子供・高齢者）の通行及び自転車の通行が困難となる状況が散見される。 (2) 当該道路を介して西側に対面するマンションの駐車場についても、出入りが困難になると予想される。 (3) 計画地周辺での交通事故が増加している。 <p>このため、当該道路の利用者の安全確保のため、以下の内容について提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 計画地西側部分の駐車場予定地を1メートルセットバックし、その部分を交通弱者（子供・高齢者）の通行のために提供されたい。 (2) 西側の出入口に交通整理員を配置されたい。 (3) 駐車禁止の道路標識は設置されているが、速度制限の道路標識は設置されていないため、徐行等の標識を設置されたい。

4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課

(2) 縦覧期間

平成29年8月14日から1月間

警 察 本 部 公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成29年 8月14日

契約担当者

兵庫県警察本部長 西 川 直 哉

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称
交通反則通告業務等管理システム賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日
平成29年 7月12日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社トスコ 岡山市南区西市116番地13
- 5 落札金額
518,400円 (月額)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成29年 5月30日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成29年 8月14日

契約担当者

兵庫県警察本部長 西 川 直 哉

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称
兵庫県警察情報通信基盤等一式賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日
平成29年 7月25日
- 4 落札者の名称及び住所
NTTファイナンス株式会社神戸支店 神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号
- 5 落札金額
12,227,436円 (月額)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成29年 6月13日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成29年 8月14日

契約担当者

兵庫県警察本部長 西 川 直 哉

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称
兵庫県警察ファイルサーバ等一式賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日

平成29年 7月25日

4 落札者の名称及び住所

J A三井リース株式会社 大阪市北区中之島二丁目 3 番33号

5 落札金額

3, 032, 640円 (月額)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

平成29年 6月13日